

よくある質問

※既に「認証申出書類送付依頼」の画面からお名前、ご住所をご入力いただいた方は、改めてご入力いただく必要はありません（認証の申出に関するご案内を重複して送付しないためです。）。

Q 1 今回の名前、住所の入力の目的は？

A 1 認証の申出に関する案内書面を送付するためのものです。お伺いしている旅行の出発日やご旅行先、お支払い金額などは概要把握のためにお伺いしております。

Q 2 入力する個人情報の利用目的は？

A 2 認証の申出に関する案内書面の送付のために利用します。

Q 3 旅行参加者全員が入力しなければいけないのか？

A 3 代表の方（旅行代金を支払った人）をご入力いただければ結構です。

Q 4 旅行を二つ申し込んでいるが、それぞれ入力するのか？

A 4 それぞれご入力ください。認証の申出の際はそれぞれ書類を提出いただきます。

Q 5 いつまでに認証の申出をすれば良いのか？

A 5 本年9月4日までに当協会に到着するようにご案内をしております。

【クレジットカードでお支払いになったお客様】

Q 6 なぜ、クレジットカード会社に連絡をして相談をしなければいけないのか？

A 6 これまでに、クレジットカード会社にご相談されていないお客様に、クレジットカード会社のお支払いの免責（お支払い債務の全部又は一部を免れるなどの対応）が受けられるかどうかについてご確認をしていただくためです。

なお、クレジットカード会社からの支払いの免責が受けられない場合は、弁済業務保証金の認証申出をしてください。

Q 7 クレジットカード会社に相談しても、お支払いの免責を受けられるかどうか判明しない。当協会への認証申出はどのようにすれば良いか？

A 7 当協会の認証申出も同時に行ってください。その後、クレジットカード会社から旅行代金全額のお支払いの免責を受けた場合は、当協会までご連絡いただきますようお願いいたします。

Q 8 もしクレジットカード会社からお支払いの免責を受けることができた場合でも認証申出をした場合はどうなるのか？

A 8 当協会はその認証を拒否いたします。また、万一、当協会が認証をしてお客様が還付を受けた場合は、その金額を当協会に返還いただくこととなります。

Q 9 上記の「回答」だけではよくわからないがどうすれば良いか？

A 9 専用電話（0570-089175）までお問い合わせください。